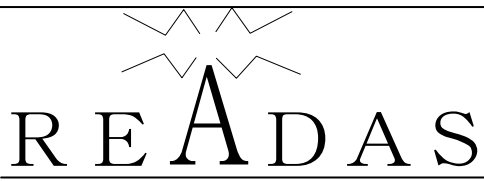


第 4818 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 9月20日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 従業員所有の自家用車を借り上げるとき

**Q**：当社では、従業員の自家用車を借上げて社用に使用することを検討しています。課税関係はどうなりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

所得税では、給与所得者が、勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅費に通常必要とされる費用は非課税とされています。

したがって、従業員がその所有する自家用車を出張等に使用したことに対して会社が自家用車の借上料を支払った場合においても、①その借上料の算定が会社業務に使用した走行距離等の使用実績に基づいているなどその金額に合理性があること、②従業員が職務を遂行するための出張旅費等に代えて支給されるものであるときは、その額のうち燃料費及び走行距離に応じた借上補償料等の実費弁償的な金額として妥当であると認められる部分については、非課税とされます。しかし、実費弁償的な金額として妥当であると認められる部分を超える支給があった場合には、その超える部分の金額のうち、その従業員の自家用車に対する賃貸料として相当と認められる金額は、その従業員の雑所得として、また、それ以外の部分の金額はその従業員に対する給与として取り扱われます。また、借上料を走行距離等の使用実績に基づかず、月額数万円というように定額で定められている場合は、実費弁償的な支給ではないことから、同様に従業員の雑所得又は給与として取り扱われます。

